

# 湯浅町新型インフルエンザ等対策行動計画について

根拠法令：新型インフルエンザ等対策特別措置法

## 1. 計画の目的

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。

## 2. 計画改定の背景

新型コロナウイルス感染症によるパンデミック等の経験を踏まえ、国が令和6年に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定、また、和歌山県が「県新型インフルエンザ等対策行動計画」を令和7年6月に改定した。これに伴い、湯浅町においても新たな感染症危機に備え、より実践的で柔軟に対応ができるよう約10年ぶりに計画を改定した。

## 3. 計画改定時期 令和8年5月

## 4. 計画の概要

### (1) 対策の基本方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
  - ・ 感染拡大を抑制し、医療提供体制の崩壊を防ぐ
  - ・ 適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす
- ② 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
  - ・ 感染対策と社会経済活動のバランスをとり、生活の安定を確保する
  - ・ 事業継続計画等により、重要な社会機能を維持する

### (2) 発生段階に応じた3つの区分

① 準備期	発生前の段階	計画作成、訓練、備蓄などの準備
② 初動期	発生直後の段階	対策本部の設置準備や情報収集及び提供を迅速に実施
③ 対応期	流行が拡大し、収束に向かうまでの段階	まん延防止措置や医療体制の強化、ワクチン接種を実施

### (3) 7つの主要な対策項目

以下の7項目ごとに、上記区分に応じて目的と具体的な取組みを記載し、各部署の役割を明記することで実効性を確保

対策項目	主な取組み
① 実施体制	対策本部の設置、国・県・関係機関との連携強化、職員の体制確保
② 情報提供	正確な情報の発信、リスクコミュニケーション、偏見・差別の防止
③ まん延防止	不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限、イベント開催制限の検討
④ ワクチン	迅速かつ円滑な予防接種体制の構築、接種勧奨
⑤ 保健	保健所の相談業務及び健康観察や生活支援への協力
⑥ 物資	マスク・消毒液等の感染対策資機材の備蓄・供給調整
⑦ 生活・経済	生活必需品の供給確保、要配慮者への支援、経済対策の実施